

(諮問第1号)

審査請求に関する諮問について

1 事案の概要

本件は、生活保護受給者である審査請求人が給与収入及び交通事故に伴う損害賠償金を得ていたにもかかわらずこれを申告しなかったことが生活保護法（平成25年法律第104号による改正前のもの。以下「法」という。）第78条の「不実の申請その他不正な手段」に当たるとして、平成17年7月、区長が、同条の規定に基づき、審査請求人に対し、1,051,570円の保護費の返還を請求したところ、平成26年3月までに250,000円が分割納付されたが、それ以降の納付がなかったため、平成28年3月11日、福祉事務所長が、審査請求人に対し、未返還金801,570円について、地方自治法第231条の3第1項の規定に基づき督促をした（以下「本件督促処分」という。）ところ、審査請求人が、督促状に記載の返還決定額、返還済額及び未返還額には誤りがあるなどと主張して、同年4月7日、同条第5項の規定に基づき、区長に対し、審査請求をした事案である。

2 審査請求の趣旨及び理由

(1) 趣旨

本件督促処分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 理由（要旨）

督促状に記載の返還決定額、返還済額及び未返還額は、以下の理由から誤っていることから、本件督促処分は違法又は不当である。

ア 審査請求人は、給与収入として認定された888,000円について、実際は、その支払を受けていないため、返還決定額から除かれるべきである。

イ 損害賠償金として認定されたタクシー代及び自転車代は、現物支給であり、返還決定額から除かれるべきである。

ウ 損害賠償金のうち、入院雑費及び文書料は、必要経費であり、返還決定額から除かれるべきである。

エ 審査請求人が保管している領収書に記載の金額を合わせると、返還済額は、450,050円である。

3 経過概要

- (1) 審査請求人は、平成11年、中野区において、生活保護の開始決定を受けた。
- (2) 審査請求人は、平成15年に就労に伴う収入として計888,000円の給与収入を得たが（争いあり）、これにつき収入の申告をしなかった。
- (3) 審査請求人は、平成16年に交通事故に伴う損害賠償金として計163,570円を受領したが、これにつき収入の申告をしなかった。
- (4) 審査請求人は、この間、計2,160,150円の保護費を受給した。

- (5) 区長は、平成17年6月、上記給与収入及び交通事故に伴う損害賠償金の受領について、福祉事務所に申告をしなかったことが法第78条の「不実の申請その他不正な手段」に当たると認定し、1,051,570円を不正受給額とする保護費の返還請求を決定し（以下「返還請求処分」という。）、同年7月、福祉事務所の職員が審査請求人に対し、同返還請求に係る通知書を手渡した。
- (6) 審査請求人は、同月、上記返還請求金を、月額8,000円の分割払で返還する旨を約束した返還計画書を福祉事務所に提出し、同月から平成25年1月までの間に、上記返還請求金のうち計234,000円を返還した（争いあり）。
- (7) 審査請求人は、平成25年1月、上記返還請求金の残金計817,570円につき、月額3,000円の分割払で返還する旨を約束した返還計画書を福祉事務所に提出し、同年3月から平成26年3月までの間に、上記返還請求金残金のうち計16,000円を返還したが（争いあり）、それ以降は返還しなかった。
- (8) 福祉事務所に長は、平成28年3月11日、審査請求人に対し、未返還金801,570円につき、督促状を送付した。
- (9) 審査請求人は、平成28年4月7日、本件督促処分を不服とし、区長に対し、本件審査請求をした。

4 審査庁（区長）の判断

- (1) 主文 本件審査請求を棄却する。

- (2) 理由（要旨）

ア 返還請求処分に係る給与収入の認定は、生活保護法令の規定等に基づき、審査請求人に対する事実確認、審査請求人から徴取した資料、審査請求人の雇主に對する事実確認及び当該雇主から徴取した資料に基づき行われていることが認められ、督促状に記載の返還決定額に誤りは認められない。

イ タクシー代及び自転車代は、審査請求人から徴取した同人の預金口座に振り込まれていることが認められることから現物支給ではない。

ウ 法第78条に基づく保護費の返還請求は、「不実の申請その他不正な手段」により保護費を受給した者からその費用を徴収し、もって制度の悪用を防止することを趣旨とするものであることからすると、慰謝料のほか、タクシー代、自転車代、入院雑費及び文書料を含め審査請求人が支払を受けた損害賠償金の全額を収入と認め、返還請求の対象としたとしても、違法又は不当とはいえない。

エ なお、返還請求処分は、既に同処分に対する審査請求期間が経過していることから、その効力は確定しており、したがって、同処分に係る返還決定額は、既に争うことができない。

オ また、督促状に記載の返還済額に誤りは認められず、それを覆すに足る証拠はない。審査請求人は、返還した証拠の一部として4枚の領収書の写しを提出しているが、そのうち3枚は、返還請求処分に関するものとは認められない。